

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

- ・ 公布 令和元年(2019年)6月19日
- ・ 施行日
 - 公布から1年以内（令和2年(2020年)6月1日施行）
 - 下記事項以外の改正事項全般
 - 公布から2年以内
 - ・ 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
 - ・ 出生後56日を経過しない犬・猫等の販売規制
 - 公布から3年以内
 - ・ マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般

・ 改正法等制定の趣旨

平成24年（2012年）の動物愛護管理法の一部改正の際に改正法施行後5年を目途として施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされた。改正法の附則において、幼齢の犬猫の販売時の日齢に関する規制や犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けについては、必要な検討を加えることとされた。これらを受けて、動物愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により所要の改正がなされたものである。

1

飼養・保管の基準

第7条第7項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

→ 基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

家庭動物	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」：家庭や学校などで飼われている動物
展示動物	「展示動物の飼養及び保管に関する基準」：展示やふれあいのために飼われている動物
実験動物	「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」：科学的目的のために研究施設などで飼われている動物
産業動物	「産業動物の飼養及び保管に関する基準」：牛、豚、鶏など産業利用のために飼われている動物

第1種動物取扱業者登録拒否事由の追加(第12条)

- ・ 第1号 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者*
- ・ 第2号 破算手続開始の決定を受けて復権を得ない者* (* 令和元年6月14日改正)
- ・ 第3号 登録取消処分者 処分あった日からの経過期間 2年 → 5年
- ・ 第4号 登録取消された法人の役員 取消後の経過期間 2年 → 5年
- ・ 第5の2号 禁錮以上の刑に処せられた者 執行後等 5年
- ・ 第6号 各関係法令の対象拡大 & 罰金刑以上の刑執行後の期間 2年 → 5年
- ・ 第7号 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 第7の2号 第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするに足りる相当の理由がある者
- ・ 第8号・第9号 法人又は個人であつて環境省令で定める使用人のうちに登録拒否事由に該当する者のあるもの

2

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- 第1種動物取扱業者の基準遵守義務（第21条）・・・公布から2年以内に施行
 - 2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点等を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
 - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
 - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
 - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
 - 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。
- 犬・猫の販売場所を事業所に限定（第21条の4）→ 販売事業所以外での対面説明等の禁止（空港や個人宅に販売予定の動物を運び対面での説明を行うといったこれまで許容されてきた販売方法を禁止）
- 帳簿の備付け等に係る義務の対象の拡大（第21条の5）
 - [犬猫等販売業者] 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け
 - [第1種：販売、貸出し、展示、譲受飼養業] [第2種：犬猫の譲渡し] に拡大

3

動物取扱責任者の要件の適正化等(第22条)

第22条 第1種動物取扱業者は、事業所ごとに・・・当該事業所の業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。 今回の改正

施行規則第9条 ・獣医師

・愛玩動物看護師

・実務経験半年間 + 1年以上教育する学校等を卒業

・実務経験半年間 + 公平性・専門性を持った団体が行う客観的試験

施行規則第10条 動物取扱責任者研修：都道府県知事が委託した者に開催させることができる。

勧告に従わない業者の公表制度(第23条)、勧告・命令期限の明確化(第23条第5項)

- ・法第23条第1項・第2項に基づく勧告に従わない第1種動物取扱業者の違反行為を公表 → 違反行為の抑止
- ・法第23条第1項・第2項・第4項に基づく勧告・命令の期限：特別な場合を除き3か月

第1種動物取扱業であった者に対する監督の強化(第24条の2)

第1種動物取扱業について、廃業や取消から2年間は、必要な報告徴収・立入検査・勧告・命令することができる。

都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充(第25条)

指導・助言・報告徴収・立入検査ができると規定 → 効果的に事態の把握と改善を図ることができる。

4

幼齢犬猫の販売等の制限 公布から2年以内に施行

2012年改正

●本則●

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第22条の5 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後**56日**を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

●附則● 施行後3年間 2013. 9. 1. ~2016. 8. 31. 45日
2016. 9. 1~「別に法律で定める日」まで 49日

今回（2019年）改正

天然記念物指定犬の特例措置

附則の削除（本則の「56日」が適用）

文化財保護法の規定により天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に販売する場合における第22条の5の適用については、「56日」とあるのは、「**49日**」とする（昭和48年の法制定時の附則第2項を改正）。

5

特定動物の飼養又は保管に係る規制強化等（第25条の2～第33条）

- 特定動物が交雑して生じた動物も「特定動物」として扱う。
- 特定動物の愛玩目的での飼養・保管を禁止

施行規則第13条の2（環境省令で定める目的）

- ・動物園その他これに類する施設における展示
- ・試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- ・生業の維持

【経過措置】令和2年（2020年）6月1日施行

[特定動物] 改正法附則で規定

飼養等の目的	施行前	施行後
特定目的（動物園・試験研究等）	許可必要	特定目的で継続飼養の場合に限り許可不要
特定目的以外（愛玩飼養）	許可必要	旧法の規定の適用を受けて継続飼養が可能（許可不要）

[特定動物（交雑種）] 政令で措置

令和2年3月2日から事前申請が可能

飼養等の目的	施行前	施行後
特定目的（動物園・試験研等）	許可不要	施行日前でも許可申請・許可が可能（新法の許可とみなす）
特定目的以外（愛玩飼養）	許可不要	施行日前日まで許可申請・事前許可が可能（新法の許可とみなす）

6

○所有者不明犬猫の引き取りの取扱い(第35条)

所有者不明の犬猫についても、安易な引き取りが殺処分増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましいとはいえないことから、所有者不明の犬猫の引き取りを求められたとき、引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、引き取りを拒否できると規定された。

○犬・猫の繁殖制限の義務化(第37条)

犬・猫の所有者に対し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合には、生殖を不能にする手術その他の措置を義務化（努力義務（努めなければならない。） → 義務（講じなければならない。））

○動物愛護管理センターの位置付けの明確化(第37条の2)

動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局等が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすること及びその業務が明確にされた。

○動物愛護管理職員の拡充(第37条の3)

動物愛護管理職員を都道府県等（指定都市及び中核市を含む。）に置く。それ以外の市町村にも置くよう努めるとされた。

○動物を殺す場合の方法に係る国際的動向の考慮(第40条)

「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月4日、総理府告示第40号）→ 動物の殺処分の方法について、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法を再整理。

○獣医師による通報の義務化(第41条の2)

獣医師が獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷・虐待を発見した場合、都道府県知事その他の関係機関への通報努力義務 → 義務 通報の即時性「遅滞なく」

○関係機関の連携強化(第41条の4)

国が地方公共団体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、「①畜産、公衆衛生を担当する部局、社会福祉部局、民間団体との連携強化、②地域における犬、猫等の適切な管理等に関する事項」を追加

7

動物愛護管理法の主な罰則及びその改正

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 (第44条第1項)	→ 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 → 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 (第44条第2項、第3項)	→ 100万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
無許可で特定動物を飼養保管した者	6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
無届けで第2種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

動物の虐待(法第44条第2項)

虐待行為の例示がより広範に明記された。具体的に追加された事項は、みだりに行われた行為であることを前提とした上で、愛護動物に対し、次の行為を行うことである。

- ①身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること
- ②そのおそれのある行為をさせること
- ③飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し又は保管することにより衰弱させること

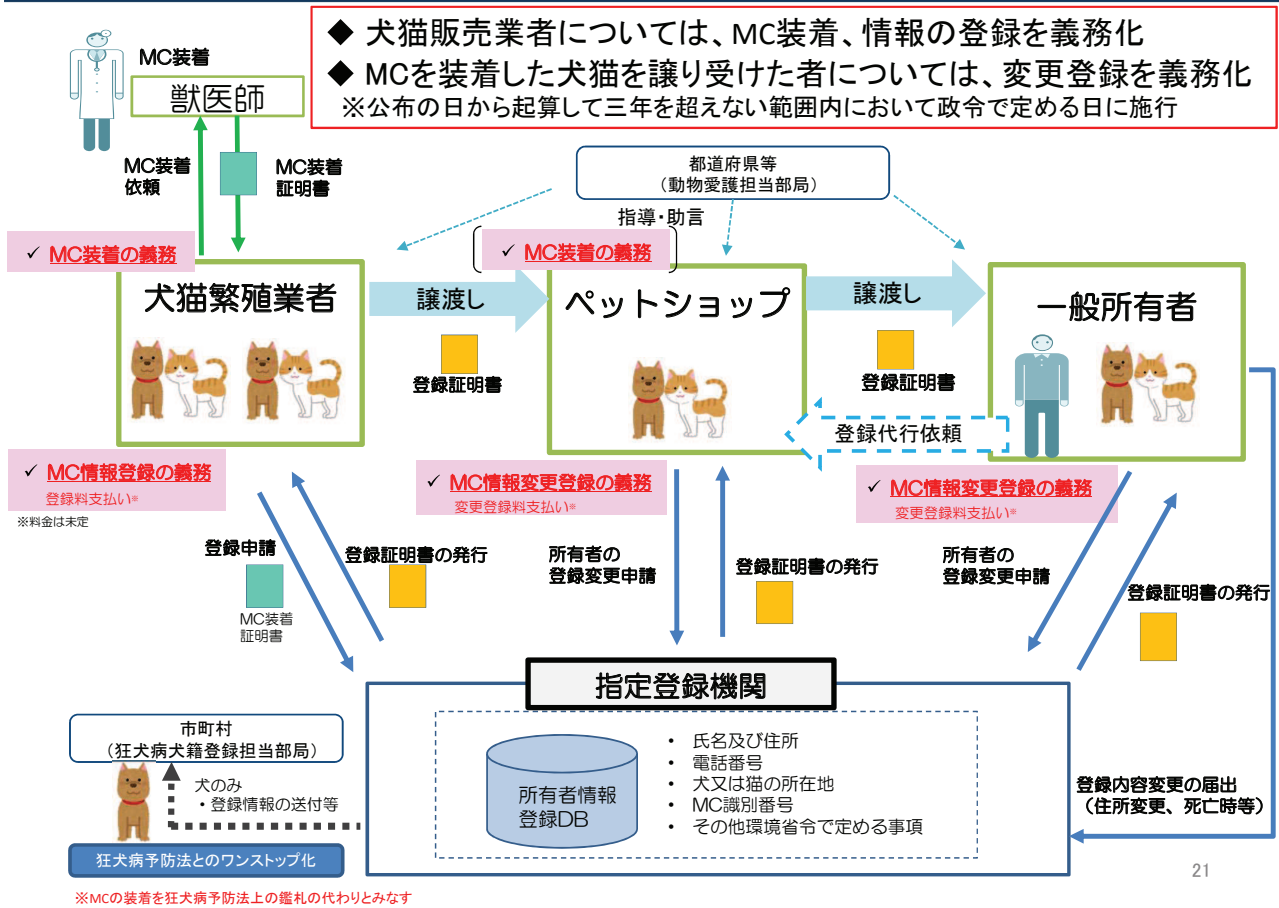
8

公布から3年以内に施行

マイクロチップ装着等の義務化(第39条の2～第39条の26)

- ①犬猫等販売業者へのマイクロチップ装着、情報登録の義務化
(犬猫等販売業者以外：装着は努力規定)
- ②MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化
- ③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例(ワンストップサービス化)
 - ・MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知。
 - ・装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす。
- ④都道府県等による所有者への指導・助言
- ⑤環境大臣による指定登録機関の指定
 - ・大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる。
 - ・環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う。
 - ・登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



【努力義務】販売ルート以外の譲渡

